２０２５年４月

お客さま各位

東奥信用金庫

定期預金口座開設時にマイナンバーの届出をご希望のお客さまへ

2024 年 4 月 1 日より、口座管理法施行にともない預金口座開設およびその他のお取引に際して、預金口座への個人番号（マイナンバー）の付番についてご希望の有無をお伺いしておりますが、2025 年 4 月 1 日より、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が可能となりました。ご希望のお客さまは下記のとおりお手続きをお願いいたします。

記

１．マイナンバーの届出をご希望のお客さま

法令により、お客さまは金融機関にマイナンバーを届出いただき、口座とひも付けすることで、災害時または相続時において、お客さまのマイナンバーの利用によりお客さままたはその相続人が届出した金融機関の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となります。また、マイナンバーの届出につきましては、当金庫への付番のほか、当金庫経由で他の金融機関への付番を行うことも可能となっておりますので、ご希望される場合はお手数ですが、お取引店へご来店いただき、お手続きをお願いいたします。

なお、届出いただいたマイナンバーは、所得税法、生活保護法、預金保険法、その他の法令の規定に基づく手続においてお客さまの預貯金口座を特定するために利用され得ることがございます。

※　マイナンバーの届出は任意のため、届出いただけない場合でもお取引に影響はございません。
※　既にマイナンバーをお届けいただいているお客さまにもご案内しておりますので、ご容赦ください。
※　口座管理法の制度（説明）はデジタル庁のサイトをご覧ください。

２．届出いただく際の必要書類・確認事項

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意	預貯金口座付番申込書（当金庫様式）
本人確認情報（氏名、生年月日、住所等）	本人確認書類※1
個人番号（マイナンバー）	個人番号が確認できる書類※2

※1　顔写真付きの公的書類による本人確認（1 点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2 点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお取引店へお問い合わせください。
※2　申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

３．本件に対するお問い合わせ

東奥信用金庫　アクセスセンター　TEL ０１２０－３６７－９６９

以　上

笑顔が紡ぐ ミライのぬくもり
東奥信用金庫